4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条　効力発生

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　ポルトガルについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に生ずる事実であって、当該租税の基因となるもの

(ii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

(b)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第二十九条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　ポルトガルについては、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に生ずる事実であって、当該租税の基因となるもの

(ii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

(b)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十一年十二月十九日にリスボンで、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
四宮信隆
ポルトガル共和国のために
パウロ・ヌンシオ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約に関する議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びポルトガル共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　両締約国の権限のある当局は、条約の実施に関する国内手続を、相互に通知する。

2　条約の適用上、

(a)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者（条約に別に定める要件を満たすものに限る。）の所得として取り扱われる部分についてのみ、条約の特典（当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(b)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるものに対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、条約に別に定める要件を満たす場合にのみ、条約の特典（当該他方の締約国の居住者が取得したものとした場合に認められる特典に限る。）が与えられる。

(c)　一方の締約国内において取得される所得であって、

(i)　当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、

(ii)　他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、条約の特典は与えられない。

3　条約第六条の規定に関し、不動産から生ずる所得には、不動産以外の財産（不動産の使用又は使用の権利に関連するものに限る。）から生ずる所得及び不動産の管理又は運用のための役務から生ずる所得であって、当該不動産が所在する締約国の租税に関する法令上不動産から生ずる所得と同様に取り扱われるものを含む。

4　条約第八条2の規定に関し、ポルトガルは、日本国の事業税に類似する租税を導入する場合には、日本国に対し、外交上の経路を通じて、当該租税に関するポルトガルの法令の効力発生を確認する通告を遅滞なく行う。この場合において、両締約国は、同条2の規定の適用及び適用の終止の方法について合意する。

5　条約のいかなる規定にもかかわらず、匿名組合契約（ポルトガルについては、参加型組合契約）その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従って租税を課することができる。

6　条約第十条2(a)の規定の適用上、「組合」には、一方の締約国において租税に関し法人格を有する団体として取り扱われ、かつ、当該一方の締約国の居住者である団体を含まないことが了解される。

7　条約第十条の規定に関し、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上、当該法人が受益者に対して支払う配当を控除することができる場合には、当該法人によって支払われる配当については、同条2(b)の規定を適用する。